2018 年9月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。

我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

1.	第 1.4 章動物衛生サーベイランス	
	第 7.1 章 アニマルウェルフェアの勧告に係る序論	
3.	第 7.Z 章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム	F
4.	第 8.4 章 狂犬病	25
5.	第 10.4 章 高病原性鳥インフルエンザ	24
	第 15.1 章 アフリカ豚コレラ	
7.	第 15.2 章 豚コレラ	3]

1. 第1.4 章動物衛生サーベイランス

1) 第 1.4.3 条に対するコメント(青色での強調:コメント参照)

第 1.4.3 条

サーベイランスシステム

[...]

1. サーベイランスシステムの計画

[...]

f) 分析の方法論

使用される方法は、入手可能な最善の情報を基礎にするものとする。それはまた、本章に従っており、十分詳細に文書化されており、可能な場合は科学文献その他のデータ源(専門家の意見を含む)を参照することによって裏付けられるものとする。サーベイランスの目的と野外データの品質から正当であると見なされる場合に<u>のみ</u>、高度な数学的又は統計学的分析は、実施されることがある されるものとする。

[...]

コメント:

我が国は、分析で用いられるデータが不適切な場合、得られる結果が信頼に足るものとならないことから、高度な数学的・統計学的解析には注意を要するという視点を支持する。我が国は、 OIE に対し、サーベイランスにおいて高度な数学的・統計学的解析を行う際の、実践的な指針 (適切な野外データの収集方法等)が提供されることを望む。 2) 第 1.4.6 条に対するコメント(青色での強調:コメント参照)

第 1.4.6 条

疾病又は感染の清浄性を立証するのためのサーベイランス

[...]

2. 国又は地域における感染又は外寄生の清浄性を宣言するための要件

[...]

- 1. 歴史的清浄性:*陸生コード*の関連章で特筆されていないとき、以下の場合には、正式に病原特異的なサーベイランスプログラムを適用せずに国又は*地域*を清浄と見なす場合がある。
 - i) 少なくとも 10 年間
 - 疾病に対するワクチン接種が実施されていないこと
 - a.に示された要件が 少なくとも過去 10 年間、満たされている。
 - ii) 病原体が、感受性動物において、特定可能な臨床的又は病理学的症状を呈す 傾向にある。
 - iii)少なくとも 25 年間、当該*感染*又は*外寄生*の発生がない 又は同期間、根絶が達成 されている。

[...]

コメント:

我が国は第 1.4 章 において、歴史的清浄とみなされるための条件を明確化することを支持する。しかし、第 1.4.6 条第 2 項における、「10 年間ワクチン接種がないこと」及び「25 年間感染がないこと」のそれぞれの期間の設定された根拠を求める。

はじめに、アニマルウェルフェア章についての日本の見解を示す。

第70回 OIE 総会の RESOLUTION XIV においては、「アニマルウェルフェアは、科学倫理、経済、政治的な側面を含む、複雑で、多面的な公共政策上の課題であることから、OIE はこれらの側面を考慮し、バランスをとりつつ、具現化するための詳細なヴィジョンと戦略を策定する」とある。また、OIE の世界アニマルウェルフェア戦略において「アニマルウェルフェアは、科学的、倫理的、経済的、法的、宗教的及び文化的な面に加え、重要な貿易政策に関係する、複雑で、多面的で、国際的及び国内的な公共政策の問題である」とされている。家畜生産システムは、気候風土、文化、社会環境等を踏まえて世界中で多様な発展をとげてきており、OIE コードにおけるアニマルウェルフェアの勧告は、全加盟国にフィットするものとはなり得ないことから、柔軟性が確保されたものであるべきと考える。

この点を踏まえ、以下に日本から第7.1章及び第7.Z章に対する我が国のコメントを示す。

2. 第7.1章 アニマルウェルフェアの勧告に係る序論

1) 第 7.1.4 条に対するコメント(削除)

第7.1.4条

アニマルウェルフェアを評価するための測定指標の使用のための指導原則

5) 基準のユーザーは、基準で列挙されている動物の状態に基づく測定指標のうち、生産のシステム又は環境にとって最も適切なものを選択するものとする。成果は、飼育施設、輸送又はと畜場からのデータを使って、個別の動物又は動物群又はそれらの代表的なサンプルを評価することによって測定することができる。ユーザーを指導するため、担当当局は目標値を設定するために用いることができる全ての関連する情報を収集するものとする。

理由:

生産のシステムや環境は、飼育施設によって異なることから、担当当局が個々の生産現場において共通で利用できるような目標値を設定するために、飼育施設、輸送又はと畜場の全ての関連する情報を収集することは現実的でなく、むしろ、個々の生産現場において、関連する測定指標の現在の実績値から、目標値を設定することが現実的で妥当であるため。

3. 第7.Z章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

1) 第 7.Z.3 条に対する改正案(<mark>挿入/削除</mark>)

第7.Z.3条

若雌鶏及び雌鶏のウェルフェアの基準または測定指標

1. 行動

a)砂浴び

砂浴びは、複雑な身体維持行動である。砂浴びの間、<u>若雌鶏及び雌鶏</u>鳥は、砂浴び中に、敷料等のほぐれた材料を羽の間に通して活用する。砂浴びは、<u>余分な脂質[Van Liere and Bokma,1987]</u>ごみや寄生生物[Martin and Mullen, 2012]を取り除くことを助け、羽の状態を保つのに役立ち、そのことが、体温を維持し、皮膚の損傷を防ぐのにも役立っている。当該群れの砂浴び行動の減少が、敷料又は地面が濡れている、若しくは砕けにくくなっている等、敷料又は飼育場所の質の問題を示している場合がある[Olson and Keeling, 2005; Van Liere and Bokma, 1987]。また、敷料は適切に管理されない場合、呼吸器疾患の原因になるほか、寄生虫や細菌性疾病の増加をもたらすことがある[Madelin and Wathes,1989;Lay DC.et al.,2011; Fossum O. et al.,2009]。完全な一連の砂浴びが示されることは、よいウェルフェアを示していることもある[Widowski and Duncan, 2000]。

g)営巣

営巣は、<mark>通常で</mark>自然で高く動機づけられた行動であり、巣の場所の選択、巣の形成及び産卵を含む[Cooper and Albentosa, 2003; Weeks and Nicol, 2006; Cronin et al., 2012; Yue and Duncan, 2003]。不規則な巣箱の使用及び巣外での産卵は、環境または社会行動の要因の問題を示している場合がある[Cronin et al., 2012; Cooper and Appleby, 1996; Gunnarsson et al., 1999]。また、巣箱が適切に管理されない場合、若雌鶏及び雌鶏の健康にとって影響の大きい寄生虫の増加をもたらす場合がある[Maurer et al., 1993; Sigognault Flochlay A.et al, 2017; Hoglund.et al., 1995; Drakley and Walker, 2002; Meyer-Kuhling et al., 2007]

h)止まり

(木に)止まることは、<mark>通常で自然で</mark>高く動機づけられた行動である。若雌鶏及び雌鶏鶏は、昼間、小高いところを探す。小高いところを探す動機付けは、<mark>捕食動物からの避難として、</mark>特に、若雌鶏及び雌鶏が休息または睡眠のための場所を選ぶ夜に強い[EFSA, 2015]。群れの止まる行動の減少は、環境的な要因、損傷及び若雌鶏育成の経験の問題を示している場合がある[Janczak and Riber, 2015; Gunnarsson et al., 1999]。

5. <u>疾病、感染、代謝異常及び寄生虫感染の発生</u> 健康障害は、原因にかかわらず、ウェルフェア上の懸念であり、不十分な環境又は飼養管理によってさらに悪化することがある。

特に、敷料は適切に管理されない場合、呼吸器疾患の原因になるほか、寄生虫や細菌性疾病の増加をもたらすことがある[Madelin and Wathes,1989;Lay DC.et al.,2011; Fossum O. et al.,2009] とともに、巣箱が適切に管理されない場合、若雌鶏及び雌鶏の健康にとって影響の大きい寄生虫の増加をもたらす場合がある[Maurer et al., 1993; Sigognault Flochlay A.et al,2017; Hoglund.et al.,1995; Drakley and Walker,2002; Meyer-Kuhling et al., 2007]。

理由:

我が国は基準又は測定指標について、以下のとおり修正を提案する。

1. 行動

a)敷料は呼吸器疾病の原因になる(Madelin and Wathes,1989)、また、適切に管理されない場合、寄生虫(コクシジウムやワクモ(家禽赤ハダニ))や細菌性疾病の増加をもたらす(Lay DC.et al.2011,Fossum O.et al.,2009)可能性があることから、砂浴びに使用される敷料が適切に管理されない場合の留意点についても明記しておく必要がある。

g) 巣等の構造物の設置は、ワクモ(家禽赤ハダニ)等の寄生虫の増加をもたらす可能性がある (Maurer et al., 1993; Sigognault Flochlay A.et al,2017; Hoglund.et al.,1995; Drakley and Walker,2002; Meyer-Kuhling et al., 2007) ことから、巣箱が適切に管理されない場合の留意 点についても明記しておく必要がある。

h)止まることの動機付けの背景の明確化のため、「捕食動物からの避難として、」の追加を提案する(EFSA,2015)。

g)及びh) 他のアニマルウェルフェアの章との整合性を図るため、「自然で」に代わり、「通常で」 を挿入することを提案する。

- 5. 疾病、感染、代謝異常及び寄生虫感染の発生
 - 1. の a)及び g)に同じ理由により上記修正を提案する。

< 対献 >

Madelin and Wathes, 1989: Air hygiene in a broiler house: Comparison of deep litter with raised netting floors. : British Poultry Science Volume 30: 23-37

Lay DC.et al., 2011: Hen welfare in different housing systems. : Poultry Science 90: 278-294

Fossum O.et al., 2009: Causes of mortality in laying hens in different housing systems in 2001 to 2004. Acta Vet scand.;51:3

Maurer, V., J. Baumgartner, M. Bieri, and D. W. Folsch. 1993. The occurrence of the

chicken mite Dermanyssus gallinae (Acari: Dermanyssidae) in Swiss poultry houses. Mitt. Schweiz. Entomol.Ges. 66:87-97.

Sigognault Flochlay A.et al., 2017: Poultry red mite (Dermanyssus gallinae) infestation: a broad impact parasitological disease that still remains a significant challenge for the egg-laying industry in Europe. : Parasites & Vectors 10:357

Hoglund et al., 1995: Prevalence of the poultry red mite, Dermanyssus gallinae, in different types of production systems for egg layers in Sweden. : Poultry Science 74:1793-8

Drakley, C., and A. Walker. 2002. Monitoring of red mite habitat preference and distribution in a barn egg production system. Br. Poult. Sci. 43:553-554.

Meyer-Kuhling, B., J. Heine, J. Muller-Lindloff, and K. Pfister. 2007. Epidemiology of Dermanyssus gallinae and acaricidal efficacy of phoxim 50% in alternative housing systems during the laying periods of hens. Parasitol. Res. 101:S1-S12.

2) 第7.Z.4 条に対する改正案(挿入/削除)

第7.Z.4条

勧告

<u>若雌鶏及び雌鶏の良いウェルフェアを確実にするかは、システムの設計、環境及び動物の管理技術(責任ある取扱いや適切な世話の提供を含む)のような、を含むいくつかの管理要素次</u>第である。これらのうち1つ以上の要因が欠けている場合、どのようなシステムであっても深刻な問題が起こりうる。

第7.Z.5条から第7.Z.29条は、若雌鶏及び雌鶏に適用される措置に係る勧告が示されている。

第7.Z.5条から第7.Z.29条のそれぞれの勧告は、第7.Z.3条由来の一連の関連する動物の状態 に基づく基準<mark>または及び</mark>測定指標を含む。これは適宜使用されるその他の基準<mark>または及び</mark>測 定指標を排除するものではない。これらの基準<mark>または及び</mark>測定指標の適用は若雌鶏及び雌 鶏の飼養されているシステムによって決められる。

各勧告には、第7.Z.3条から得られる結果に基づく測定指標が含まれている。これは、適宜使用されるその他の測定指標を排除するものではない。

理由及びコメント:

他のアニマルウェルフェアの章との整合性を取るための修正。

3) 第7.Z.5 条に対する改正案(挿入/削除)

第7.Z.5条

施設の場所、設計、構造及び設備

若雌鶏及び雌鶏の施設の場所は、実行可能な範囲で、火事及び洪水その他自然災害の影響から安全であるように選択されるものとする。さらに、施設は疾病のリスク、若雌鶏及び雌鶏の化学的及び物理的汚染物質の暴露、騒音及び不利な気候条件を避ける又は最小限にするように位置する又は設計されるものとする。

若雌鶏と雌鶏の鶏舎、屋外地域及び鳥がアクセスする設備は、<mark>良いアニマルウェルフェアを 促進するために若雌鶏と雌鶏に高く動機づけられた行動(例えば、止まりや営巣)を行う機会 鳥の行動を考慮した上で設計され、鳥の損傷又は<u>不快</u>苦痛を避けるように維持されるものとす る。鳥の行動を考慮した上で設計され、鳥の損傷又は<u>不快</u>苦痛を避けるように維持されるものとす とする。</mark>

<u>良好なアニマルウェルフェア及び健康の成果は様々な舎飼システムで達成できる。そのシス</u>テムの設計や管理は適正なアニマルウェルフェア及び健康の成果を得るために重要である。

若雌鶏及び雌鶏の鶏舎は、火事及びその他の災害のリスクが最小限となる材料、電気設備及び燃料設備で建設されるものとする。

生産者は、全ての設備の維持管理プログラムと、<u>若雌鶏及び雌鶏</u>鳥のウェルフェアを危険に 曝すおそれのある故障に対する緊急時計画を整備するものとする。

動物の状態結果に基づく測定指標:淘汰及び死亡率、恐怖行動、採餌<u>及び</u>、飲水<u>行動</u>、ついばみ<u>活動</u>、趾の問題、疾病、感染及び寄生の発生、損傷率及び深刻度、運動及び快適な行動、死亡率、生産成績、羽の状態、<u>休息と睡眠、</u>社会的行動及び空間分布、体温調節行動、鳴き声

理由:

他のアニマルウェルフェアの章との整合性を取るための修正と編集上の修正を提案する。

システム設計で考慮することは行動の機会のみではなく、疾病の発生、感染、代謝異常及び 寄生虫の発生、損耗率及び深刻度など、健康も考慮することが重要であることから、「良いア ニマルウェルフェアを促進するために若雌鶏と雌鶏に高く動機づけられた行動(例えば、止ま りや営巣)を行う機会を考慮した上で設計され」を削除することを提案する。

ウェルフェアと健康は互いに関係しており、システムの設計や管理を行う際には、いずれも重視する必要があるため、「良好なアニマルウェルフェア及び健康の成果は様々な舎飼システムで達成できる。そのシステムの設計や管理は適正なアニマルウェルフェア及び健康の成果を得るために重要である。」を追記することを提案する。

また、本修正は他のアニマルウェルフェアの章(7.10.4 条-2-pと7.13.12 条)との整合性を図るためのものである。

4) 第 7.Z.7 条に対する改正案(挿入)

第7.Z.7条

飼育密度空間的ゆとり

若雌鶏及び雌鶏が、リソースへの適切なアクセスを有し、<mark>可能であれば、</mark>運動及び快適な行動をとることができるよう、様々な生産システムの中で空間的ゆとり飼育密度をもって舎飼いされるものとする。以下の要素が考慮されるものとする。

- 管理能力
- 周辺環境
- 舎飼いの設計
- 利用可能空間
- 生産システム
- 敷料の質
- 換気
- バイオセキュリティ方針
- 遺伝的性質系統
- 齢及び鳥の体重

動物の状態結果に基づく測定指標:砂浴び、採餌と飲水行動、ついばみ活動、採餌、疾病、 感染及び寄生の発生、損傷率及び深刻度、運動及び快適な行動、死亡率、営巣、止まり、生 産成績、羽の状態、休息と睡眠、社会的行動、空間分布

理由及びコメント:

動物の状態に基づき、様々な生産システムの中で運動及び快適な行動ができるような空間的ゆとりが考慮される必要があるため。

5) 第 7.Z.9 条に対する改正案 (<mark>挿入</mark>)

第7.Z.9条

床

鳥のための床は、清掃及び消毒が容易で、鳥への害や損傷を生じないものとする。

床の傾斜や、設計と建設は、<u>若雌鶏及び雌鶏</u>鳥が正常な運動及び快適な行動をとることを可能にするものとする。床は、鳥を適切<u>な</u>に支え<u>を提供し</u>、損傷<u>や挟み込み</u>を予防し、<u>健康を</u>確保し、糞が他の鳥<u>若雌鶏及び雌鶏</u>を汚染しないことを確保するものとする。 若雌鶏から採卵鶏舎への床の種類の変化は避けるものとする。 床は掃除及び消毒が容易で、傷害の原因とならないものとする。

若雌鶏及び雌鶏の砂浴び及びついばみを促すためには、ほぐれて東ねていない乾燥した敷料材が提供されることが望ましい。敷料を提供する場合は、ウェルフェア及び健康に対する有害な影響を最小限に抑えるよう管理されるものとする。敷料<mark>を提供する場合</mark>は、<u>乾いていて砕けるように管理され、疾病、感染及び外寄生</u>の予防及びウェルフェアに対するいかなる悪影響も最小限にするために必要な場合には、交換され、又は適切に処理され又は交換されるものとする。

<u>動物の状態結果</u>に基づく測定指標:快適な行動、砂浴び、趾の問題、ついばみ<mark>活動、</mark>疾病、 感染及び寄生の発生、損傷率及び深刻度、運動、生産成績、羽の状態、休息と睡眠

理由及びコメント:

敷料は呼吸器疾病の原因になる(Madelin and Wathes,1989)こと、適切に管理されない場合、 寄生虫(コクシジウムやワクモ(家禽赤ハダニ))や細菌性疾病の増加をもたらす(Lay DC.et al.2011,Fossum O.et al.,2009)こと、敷料つつきも他のつつき行動で代替されうる(Shimmura et al.,2008)とされている。

寄生虫や細菌性疾病が増加すると、殺虫剤や抗菌性物質の使用が増える可能性があることも考慮すべきである。

このため、敷料の提供を必須とすることは適当でなく、「敷料を提供する場合は、」に戻すことを提案する。

〈文献〉

Madelin and Wathes, 1989: Air hygiene in a broiler house: Comparison of deep litter with raised netting floors. : British Poultry Science Volume 30: 23-37

Lay DC.et al., 2011: Hen welfare in different housing systems. : Poultry Science 90: 278-294

Fossum O.et al., 2009: Causes of mortality in laying hens in different housing systems in 2001 to 2004. Acta Vet scand.;51:3

Tsuyoshi Shimmura.et al.,2008:Form but not frequency of beak use by hens is changed by housing system; Appl.Animal.Behaviour.Science 115.:44-54

6) 第 7.Z.10 条に対する改正案 (**挿入**)

第7.Z.10条

砂浴びの区域

<u>砕けやすく、乾燥した敷料素材の提供は、若雌鶏及び雌鶏にとって砂浴びを促すのに望ましい。</u>

砂浴びの区域を設ける場合を設ける場合は、適切な砕けやすい材料が提供され、砂浴びを促すように設計及び配置され、シンクロ(同調)した行動を可能とし、過度な競争を防ぎ、被害又は損傷を生じないものとする。砂浴びの区域は、検査及び<u>維持管理</u>清掃が容易なものであるものとする[Lentfer *et al.*, 2011Weeks and Nicol, 2006]。

<u>動物の状態</u>結果に基づく測定指標:砂浴び、損傷率及び深刻度、羽の状態、空間分布、<mark>疾</mark> 病、感染及び寄生の発生

理由:

敷料は呼吸器疾病の原因になる(Madelin and Wathes,1989)こと、適切に管理されない場合、 寄生虫(コクシジウムやワクモ(家禽赤ハダニ))や細菌性疾病の増加をもたらす(Lay DC.et al.2011,Fossum O.et al.,2009)こと、さらに砂浴び様行動とストレスの関係は明らかでなく (Olsson and Keeling, 2005)砂浴び様行動で代替されうる(Lindberg and Nicol, 1997)とされて いる。

寄生虫や細菌性疾病が増加すると、殺虫剤や抗菌性物質の使用が増える可能性があることも考慮すべきである。

このため、敷料の提供が必須でないことを明確にするため、「砂浴びの区域を設ける場合は、」に戻すことを提案する。

<文献>

Madelin and Wathes, 1989: Air hygiene in a broiler house: Comparison of deep litter with raised netting floors. : British Poultry Science Volume 30: 23-37

Lay DC.et al., 2011: Hen welfare in different housing systems. : Poultry Science 90: 278-294

Fossum O.et al., 2009: Causes of mortality in laying hens in different housing systems in 2001 to 2004. Acta Vet scand.;51:3

Olsson, I. A. S., and L. J. Keeling. 2005. Why in earth? Dustbathing behaviour in jungle and domestic fowl reviewed from a Tinbergian and animal welfare perspective. Appl. Anim. Behav. Sci. 93:259–282.

Lindberg, A. C., and C. J. Nicol. 1997. Dustbathing in modified battery cages: Is sham dustbathing an adequate substitute? Appl. Anim. Behav. Sci. 55:113-128.

7) 第 7.Z.11 条に対する改正案(挿入)

第7.Z.11条

ついばみの区域

<u>砕けやすく、乾燥した敷料素材の提供は、若雌鶏及び雌鶏にとってついばみ活動を促すのに</u>望ましい。

ついばみの区域を設ける場合を設ける場合は、適切な材料が提供され、ついばみ<u>活動</u>を促すように設計及び配置され、シンクロ(同調)した行動を可能とし、過度な競争を防ぎ、被害又は損傷を生じないものとする。ついばみの区域は、検査及び<u>維持管理</u>清掃が容易なものであるものとする。

<u>動物の状態</u>結果に基づく測定指標:ついばみ<u>活動</u>、有害な羽つつき及び共食い、損傷率及び深刻度、空間分布、疾病、感染及び寄生の発生

理由:

敷料は呼吸器疾病の原因になる(Madelin and Wathes,1989)ほか、適切に管理されない場合、寄生虫(コクシジウムやワクモ(家禽赤ハダニ))や細菌性疾病の増加をもたらす(Lay DC.et al.2011,Fossum O.et al.,2009)こと、敷料つつきも他のつつき行動で代替されうる(Shimmura et al.,2008)とされている。

寄生虫や細菌性疾病が増加すると、殺虫剤や抗菌性物質の使用が増える可能性があることも考慮すべきである。

このため、敷料の提供を必須ではないことを明確にするため、「ついばみの区域を設ける場合は、」に戻すことを提案する。

<文献>

Madelin and Wathes, 1989: Air hygiene in a broiler house: Comparison of deep litter with raised netting floors. : British Poultry Science Volume 30: 23-37

Lay DC.et al., 2011: Hen welfare in different housing systems. Poultry Science 90: 278-294

Fossum O.et al., 2009: Causes of mortality in laying hens in different housing systems in 2001 to 2004. Acta Vet scand.;51:3

Tsuyoshi Shimmura.et al.,2008: Form but not frequency of beak use by hens is changed by housing system; Appl. Animal. Behaviour. Science 115: 44-54

8) 第7.Z.12 条に対する改正案(挿入/削除)

第7.Z.12条

営巣の区域

営巣の区域<mark>を設ける場合は備えられるものとしを設ける場合は</mark>、適切な材料で造られ、営巣を促すように設計及び配置され、過度な競争を防ぎ、被害又は損傷を生じないものとする。営巣の区域は、検査、清掃及び維持管理消毒が容易なものであるものとする。

動物の状態結果に基づく測定指標:有害な羽つつき及び共食い、損傷率及び深刻度、営巣、 生産成績(巣外又は床の卵)、空間分布、疾病、感染及び寄生の発生

理由:

コード委員会報告書では、他のアニマルウェルフェア章との整合性を図るための編集上の変更とのみ記載されているが、他のアニマルウェルフェア章ではこのような生産システムを具体的に制限する記載はなく、「設計指標に基づく特定のシステムよりも生産指標に基づく相応の成果をアニマルウェルフェアの基準及び勧告の比較の基礎とする。」とのアニマルウェルフェア章の指導原則(第7.1.2条の8))に整合していない。

このため、「営巣区域は備えられるものとし」は、最初の案の「営巣の区域を設ける場合は」に戻すことを提案する。

また、以下の科学的知見からも「営巣区域は備えられるものとし」とするのは適当でない。

ケージに営巣区域を設置する場合はエンリッチドケージの使用が想定されるが、エンリッチドケージでは、ヒビ卵や汚卵が増加することが報告されている(E.E.Onbaslar,2015; Guesdon and Faure, 2004)。アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を導入する上では、畜産物の安全性が損なわれないことが前提である。特に湿潤な気候であることから細菌等が繁茂しやすい環境にある地域では、卵の衛生管理は非常に重要な問題となっている。また、従来型ケージと比較して、尻つつき(カンニバリズム)によるへい死率が有意に高くなることが報告されている(Yilmaz Dikmen, 2016)。エンリッチドケージでも、ヒビ卵や汚卵、尻つつきを増加させない飼養管理手法が確立する前に、「営巣区域は備えられるものとし」とするのは適切ではないと考える。

巣等の構造物の設置は、鶏に致死的で病原体の媒介も行い、従事している労働者にも不快なワクモ(家禽赤ハダニ)の増加をもたらす可能性がある(Maurer et al., 1993; Sigognault Flochlay A.et al,2017; Hoglund.et al.,1995; Drakley and Walker,2002; Meyer-Kuhling et al., 2007)と報告されている。

品種によって産卵前の行動が異なる(Mills, A.D.et al.,1985)と報告されている。

また、平飼い鶏舎において、十分な数の巣箱を設置した場合であっても、特定の巣箱に集中 し、その結果として鶏間の闘争の発生や、怪我や圧死を招くことが観察されている。このため、 最適な巣箱の設置手法に関し、更なる研究が必要であると考える。

なお、巣等の構造物により、糞が堆積しやすい場所が生じ、ワクモのみならず、コクシジウム等 の寄生虫の感染機会が増加することも想定される。寄生虫や細菌性疾病が増加すると、殺虫

剤や抗菌性物質の使用が増加する可能性についても考慮すべきである。

このように、生産システムや設計は、複数の要素を考慮して決定されるべきであり、設置により 動物の健康や食品安全のレベルを低下させてしまう場合には、営巣の区域を設けない管理手 法も選択可能とすべきであると考える。

< 対献 >

E.E.Onbaslar, 2015: Production performance, use of nest box, and external appearance of two strains of laying hens kept in conventional and enriched cages. Poultry Science 94:559-564

Guesdon, V. and J. M. Faure, 2004: Laying performance and egg quality in hens kept in standard or furnished cages. Animal Research, 53: 45-57.

Yilmaz Dikmen, B., A. Ipek, U. Sahan, M. Petek, and A. Sozeu, 2016. Egg production and welfare of laying hens kept in different housing systems (conventional enriched cage, and free range). Poultry Science, 95:1564-1572.

Maurer, V., J. Baumgartner, M. Bieri, and D. W. Folsch. 1993. The occurrence of the chicken mite Dermanyssus gallinae (Acari: Dermanyssidae) in Swiss poultry houses. Mitt. Schweiz. Entomol.Ges. 66:87-97.

Sigognault Flochlay A.et al., 2017: Poultry red mite(Dermanyssus gallinae) infestation: a broad impact parasitological disease that still remains a significant challenge for the egg-laying industry in Europe.: Parasites & Vectors 10:357

Hoglund et al., 1995: Prevalence of the poultry red mite, Dermanyssus gallinae, in different types of production systems for egg layers in Sweden.: Poultry Science 74:1793-8

Drakley, C., and A. Walker. 2002. Monitoring of red mite habitat preference and distribution in a barn egg production system. Br. Poult. Sci. 43:553-554.

Meyer-Kuhling, B., J. Heine, J. Muller-Lindloff, and K. Pfister. 2007. Epidemiology of Dermanyssus gallinae and acaricidal efficacy of phoxim 50% in alternative housing systems during the laying periods of hens. Parasitol. Res. 101:S1-S12.

A.D.Mills. et al., 1985: Genetic analysis of strain differences in pre-laying behavior in battery cages: British Poultry Science, 26: 187-197

9) 第 7.Z.13 条に対する改正案 (<mark>挿入/削除</mark>)

第7.Z.13条

止まり木

止まり木<mark>を設ける場合は備えられるものとしを設ける場合は</mark>、適切な材料で造られ、<u>全ての若雌鶏及び雌鶏にとって</u>止まりを促すように設計<u>され、高さがあり</u>及び配置され、竜骨の変形、 又は趾の問題<u>や他の損傷</u>を防ぎ、鳥が止まっている間は鳥の安定を維持するものとする。設計された止まり木が無い場合、<u>若雌鶏及び雌鶏</u>鳥によって高いと認識され、被害又は損傷を生じない台、格子及びすのこは適切な代替物となる場合がある。止まり木又はその代替物は、清掃及び<u>維持管理消毒</u>が容易なものであるものと<u>し、糞便による汚染を最小限にするものと</u>する[Hester, 2014; EFSA, 2015]。

止まり木を高くすることは、有害な羽つつき、共食い、竜骨の変形及び骨折を最小限に抑えるために注意深く考慮するものとする。

<u>動物の状態</u>結果に基づく測定指標:肢の問題、有害な羽つつき<u>及び共食い</u>、損傷率及び深刻度、止まり、羽の状態、休息と睡眠、空間分布、疾病、感染及び寄生の発生

理由:

コード委員会報告書では、他のアニマルウェルフェア章との整合性を図るための編集上の変更とのみ記載されているが、他のアニマルウェルフェア章ではこのような生産システムを具体的に制限する記載はなく、「設計指標に基づく特定のシステムよりも生産指標に基づく相応の成果をアニマルウェルフェアの基準及び勧告の比較の基礎とする。」とのアニマルウェルフェア章の指導原則(第7.1.2条の8))に整合していない。

このため、「止まり木は備えられるものとし」は、最初の案の「止まり木を設ける場合は」に戻すことを提案する。

また、以下の科学的知見等からも、止まり木を必須とするのは適当でない。

ケージに止まり木を設置する場合はエンリッチドケージの使用が想定されるが、ヒビ卵や汚卵が増加することが報告されている(E.E.Onbaslar,2015; Tauson.R,1984; Guesdon and Faure,2004)。アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を導入する上では、畜産物の安全性が損なわれないことが前提である。特に湿潤な気候であることから細菌等が繁茂しやすい環境にある地域では、卵の衛生管理は非常に重要な問題となっている。また、従来型ケージと比較して、尻つつき(カンニバリズム)によるへい死率が有意に高くなることが報告されている(Yilmaz Dikmen,2016)。エンリッチドケージでも、ヒビ卵や汚卵、尻つつきを増加させない飼養管理手法が確立する前に、止まり木の設置を必須とするのは適切ではないと考える。

巣等の構造物の設置は鶏に致死的で病原体の媒介も行い、従事している労働者にも不快なワクモ(家禽赤ハダニ)の増加をもたらす可能性がある(Maurer et al., 1993; Sigognault Flochlay A.et al,2017; Hoglund.et al.,1995; Drakley and Walker,2002; Meyer-Kuhling et al., 2007)と報告されている。

止まり木の設置は、骨折等のリスクを増加させるとの報告もある(Lay DC.et al.,2001; H.A Elson and Rebecca Croxall,2006; EFSA, 2015)。

系統等によって止まり木の利用が異なる(Faure and Jones,1982)と報告されている。

寄生虫や細菌性疾病が増加すると、殺虫剤や抗菌性物質の使用が増加する可能性について も考慮すべきである。

このように、生産システムや設計は、複数の要素を考慮して決定されるべきであり、設置により 動物の健康と食品安全のレベルを低下させてしまう場合には、止まり木を設置しない管理手法 も選択可能とすべきと考える。

<文献>

E.E.Onbaslar, 2015: Production performance, use of nest box, and external appearance of two strains of laying hens kept in conventional and enriched cages. Poultry Science 94:559-564

Tauson,R, 1984: Effects of a perch In conventional cages for laying hens. Acta Agriculture Scandinavica 34:193-209

Guesdon, V. and J. M. Faure, 2004: Laying performance and egg quality in hens kept in standard or furnished cages. Animal Research, 53: 45-57.

Yilmaz Dikmen, B., A. Ipek, U. Sahan, M. Petek, and A. Sozeu, 2016. Egg production and welfare of laying hens kept in different housing systems (conventional enriched cage, and free range). Poultry Science, 95:1564-1572.

Maurer, V., J. Baumgartner, M. Bieri, and D. W. Folsch. 1993. The occurrence of the chicken mite *Dermanyssus gallinae* (Acari: Dermanyssidae) in Swiss poultry houses. Mitt. Schweiz. Entomol.Ges. 66:87-97.

Sigognault Flochlay A.et al., 2017: Poultry red mite (Dermanyssus gallinae) infestation: a broad impact parasitological disease that still remains a significant challenge for the egg-laying industry in Europe. : Parasites & Vectors 10:357

Hoglund et al., 1995: Prevalence of the poultry red mite, Dermanyssus gallinae, in different types of production systems for egg layers in Sweden. : Poultry Science 74:1793-8

Drakley, C., and A. Walker. 2002. Monitoring of red mite habitat preference and distribution in a barn egg production system. Br. Poult. Sci. 43:553-554.

Meyer-Kuhling, B., J. Heine, J. Muller-Lindloff, and K. Pfister. 2007. Epidemiology of *Dermanyssus gallinae* and acaricidal efficacy of phoxim 50% in alternative housing systems during the laying periods of hens. Parasitol. Res. 101:S1-S12.

Lay DC.et al., 2011: Hen welfare in different housing systems. : Poultry Science 90: 278-294

H.A.Elson and Rebecca Croxall, 2006: European study on the comparative welfare of laying hens in cage and non-cage systems: Arch. Geflugelk., 70(5)

Faure. J.M., and R.B.Jones, 1982, Effects of age, access and time of day on perching behavior in the domestic fowl.Appl.Anim.Ethol.8:357-364

10)第7.Z.14条に対する改正案(挿入)

第7.Z.14条

屋外区域

若雌鶏<u>及び雌鶏</u>は、十分な羽毛に覆われ、安全に歩き回れる齢に達したらすみやかに<u>時は</u>屋外区域への出入が可能となる。<mark>屋外型システムでは</mark>鶏舎からの自由な出入りを可能にする十分に適切に設計された<u>出入り口退進入区域が設けられるものとする。</u>

屋外区域の管理が重要である。土地及び放牧地の管理措置は、鳥が病原体に感染する、寄生虫に寄生される、又は損傷するリスクを低減するためにとられるものとする。これには、飼育密度の制限又はいくつかの土地区画の順番で連続的な使用が含まれる場合がある。

屋外区域は、水はけの良い土地に設置され、温った環境<u>たまり水</u>及びぬかるみを最小限に抑えるように管理されるものとする。屋外区域は、<u>若雌鶏及び雌鶏</u>鳥を収容し、逃げないようになっているものとする。屋外区域は、捕食及び疾病のリスクを最小限に抑えつつ、若雌鶏及び雌鶏が屋外で安全と感じることを可能にし、区域を最大限に活用することを奨励されるものとする[Gilani *et al.*, 2014; Hegelund *et al.*, 2005; Nagle and Glatz, 2012]。 雌鶏は屋外区域に早く慣らされるべきである[Rodriguez-Aurrekoetxea and Estevez, 2016]。屋外区域には、鳥の避難場所が設けられ、毒性有害植物及び汚染物質が含まれていないものとする。

動物の状態結果に基づく測定指標:恐怖行動、趾の問題、ついばみ<u>活動</u>、疾病の発生、損傷率及び深刻度、運動及び快適な行動、罹病率、死亡率、外寄生、生産成績、羽の状態、社会的行動、空間分布、体温調節行動、鳴き声

理由及びコメント:

文章の明確化のため、「屋外型システムでは」を挿入することを提案する。

11)第7.Z.19条に対する改正案(<mark>挿入</mark>/削除)

第7.Z.19条

有害な羽つつき及び共食いの予防及び管理

有害な羽つつき及び共食いは、若雌鶏及び雌鶏生産の課題である。

発生のリスクを低減しうる管理方法には以下のものがある。

- 育成及び産卵期における照明の管理[Nicol et al., 2013; van Niekerk et al., 2013]
- <u>有害な羽つつきの傾向の低い</u>遺伝的性質系統の選択[Craig and Muir, 1996; Kjaer and Hocking, 2004]
- 産卵開始時期の影響[Green et al., 2010]
- 育成及び産卵期におけるついばみ<u>もしくは他の扱うことのできる</u>材料の提供 [Huber-Eicher and Wechsler, 1998、de Jong, 2010; Daigle *et al.*, 2014]
- 育成及び産卵期における食餌及び飼料の形態の適応[Lambton et al., 2010]
- 飼育密度の低減[Zimmerman et al., 2006]
- 育成及び産卵期における群のサイズの減少[Bilcik and Keeling, 1999]
- 一 育成及び産卵期における高い止まり木の提供[Green et al., 2010]
- 若齢鶏のくちばしの処理[Gentle and Hughes, 1997]、特に<mark>痛みの少ない開発中の新たな
 非侵襲的なくちばし処理の利用
 </mark>
- 恐怖に関連した刺激の低減
- 雄鶏の導入[Bestman and Wagenaar, 2003]

上記のリストを含む発生の管理方法は、上記のリストと、該当する場合には、影響を受けた<u>若</u> <u>雌鶏及び雌鶏鳥</u>を速やかに養護区域に移すこと又は安楽死を含む。

これらの管理方法が失敗した場合、治療的な断嘴<u>の処置</u>は最終手段<u>として考慮される場合</u>があるである。

動物の状態結果に基づく測定指標:有害な羽つつき及び共食い、損傷率及び深刻度、死亡率及び淘汰率、羽の状態、鳴き声

理由及びコメント:

現在のビークトリートメントの方法は、多少なりとも侵襲性があり、「非侵襲的」というのは正しくないため、「痛みの少ない」を「新たな非侵襲的な」の代わりとして提案する。

「開発中」との表現は曖昧なため削除し、より一般的かつ明確であり、未開発で非侵襲性の技術も包含できるため、「痛みの少ないビークトリートメント」との表現を提案する。

12) 第 7.Z.21 条に対する改正案 (<mark>挿入/削除</mark>)

第7.7.21条

痛みを伴う処置

瞬嘴<u>の処理</u>等の痛みを伴う処置は、絶対的に必要な場合を除いて行われるべきではなく、痛みを低減する処置が使われるものとする。成熟した年齢における断嘴は慢性的な痛みの原因となる場合がある。その他の切除(例えば、爪切り及び断冠)は、若雌鶏及び雌鶏には行うべきではない。痛みの少ないない代替法が支持されるものとするが望ましい。予防的な断嘴の処置が必要な場合には、可能な限り若齢の時に、訓練を受けた熟練した者が実施し、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、必要最小限の量の嘴を取り除くよう注意が払われるものとする。現在の方法には、赤外線処置又は熱い刃による切断がある。有害な羽つつきや共食いをコントロールする戦略的な管理が失敗した場合、治療的な嘴の処置は最終的な手段として考慮される[Gentle et al., 1991; Marchand-Forde et al., 2008; Marchand-Forde et al., 2010; McKeegan and Philbey, 2012; Freire et al., 2011; Glatz et al., 1998]。その他の切除(例えば断冠やつま先切り)は若雌鶏及び雌鶏に行うべきではない。

成熟した齢での断嘴は、慢性的な痛みを起こすことがある。治療的断嘴が必要な場合は、可能な限り若齢の時にどの齢であっても、訓練を受けた熟練した者が可能な限り若い齢で実施し、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、必要最小限の量の嘴を取り除くよう注意が払われるものとする。

<u>動物の状態</u>結果に基づく測定指標:<u>採餌及び</u>飲水<u>行動</u>、ついばみ<u>活動</u>、採餌、有害な羽つつき及び共食い、運動及び快適な行動、死亡率、罹病率、生産成績、羽の状態、鳴き声

理由及びコメント:

現在のビークトリミングの方法は、多少なりとも痛みがあり、「痛みがない」との表現は適当でないため、「痛みの少ない」を「痛みのない」の代わりとして提案する。

4. 第 8.4 章 狂犬病

1) 第8.14.5 条に対するコメント(青色での強調:コメント参照)

第 8.14.56条

狂犬病<u>ウイルス*感染* に汚染されているとみなされる</u> 清浄国<u>又は地域</u>からの犬、猫及びフェレットの輸入に関する勧告

[...]

獣医当局は、当該動物が以下の第1号及び第2号、並びに第3号及び第4号、又は第5号を満たす旨証明する、第5.11章の様式を遵守した国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 発送日の前日又は当日に狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) 永続的に個体識別されており、その個体識別番号が証明書に記載されていること。
- 3) 以下の各号のいずれかを満たすこと。
 - a) *陸生マニュアル*に従い製造 <mark>及び使用</mark>された <u>当該</u>ワクチンを、 <mark>ものとする。</mark>製造業者の勧告に従い、<u>発送前の 12 ヶ月以内に</u>ワクチン接種又はワクチン再接種を受けたこと。 発送日前最後のワクチン接種後 13ヶ月以上 12ヶ月以内の間に、陸生マニュアルに規定される抗体価検査を受けて、少なくとも 0.5IU/ml の陽性結果であったこと。
 - b) 輸出前6ヶ月間、動物検疫所で飼育されていたこと。

[...]

コメント:

現在の規定では、抗体価検査は12ヶ月間有効であり、発送前には、検査後最低3ヶ月間待機する必要がある。この規定の根拠は、抗体価検査で0.5IU/mL以上の結果が得られた犬が、発送前3ヶ月以上、狂犬病の症状を示さなかった場合、狂犬病に感染しているリスクを無視できると考えられることである。

しかし、2018年9月の報告書の見直し案では、発送前12ヶ月以内のワクチン接種及びワクチン接種から1ヶ月以上12ヶ月以内の抗体価検査を求めている。この結果、抗体価検査後、発送前の「待機期間」が完全に廃止されている。我が国は、この見直しの根拠を求める。

我が国は、科学的根拠が提供されない場合、あるいは根拠が科学的に不十分な場合には、現時点の防疫レベルを維持するために、待機期間を維持することを主張する。

5. 第 10.4 章 髙病原性鳥インフルエンザ

1) 第 10.4.1 条、第 10.4.30 quater 条 (新条) に対する改正案とコメント (<mark>挿入/削除</mark>)

第 10.4.1 条

総則

[····]

- 2) 陸生コードにおいては、
 - a) [...]
 - c) <u>家きんとは、食用として消費される肉若しくは卵の生産、その他の営利産物の生産、これらのカテゴリーの鳥の繁殖のために使用される鳥、あらゆる目的で使用される闘鶏を含む全ての家畜化された鳥を意味する。狩猟の補充用の鳥は家きんと見なされる。もし鳥が一世帯のみで飼養され、その生産物が同じ世帯内で使用され、家きんと疫学的な関連がない場合は、これらの鳥は家きんと見なされない。</u>

本項前段の理由以外の理由で拘束されている鳥(ショー、レース、展示、競技又はこれらのカテゴリーの鳥の繁殖若しくは販売を目的として及びペットとして飼育される鳥を含む)は、*家きん*であるとはみなされない。

- d) [...]
- 3) 分布、宿主行きの突然又は想定外の変動又は発生や病原性、鳥インフルエンザによる有病率や死亡率の増加は、人獣共通感染症の鳥インフルエンザウイルスと同様に、第 1.1章にもとづき通報の対象となる。野鳥を含む家きん以外の鳥における高病原性鳥インフルエンザ A 型ウイルスの発生は通報対象とする。H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスは高病原性のウイルスに変異する可能性があるため、家きんにおける H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザ感染は通報対象とする。第 10.4.1 条 2) c)で定義される一世帯で飼養される自家消費用の鳥における H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザ感染は、人獣共通感染症としての鳥インフルエンザの発生に備えるため、通報対象とする。国または地域における6ヶ月ごとの鳥インフルエンザウイルスの存在に関する報告には H5 及び H7 亜型ウイルスを含むものとする。

家きん以外の鳥(野鳥を含む)におけるインフルエンザ A 型ウイルス感染又は家きんにおける低病原性鳥インフルエンザウイルスに関する通報は、国又は地域の清浄ステータスに影響しない。加盟国は、そのような通報又は家きん以外(野鳥含む)におけるインフルエンザ A 型ウイルスの存在に関する情報を得たことによる家きん及び家きん製品の輸入停止措置を課さないものとする。

[...]

第 10.4.30.quarter 条

家きん以外の飼養鳥におけるサーベイランス

第 10.4.1 条 2) c)で定義される一世帯で飼育される自家消費用の鳥は恒常的なパッシブサーベイランスの対象とする。通常とは異なる死亡率の増加及び有病率のいかなる変化も、検査のために地方の獣医当局に通報されるものとする。

第 10.4.1 条 2) c)で定義される一世帯で飼育される自家消費用の鳥における H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザのモニタリングは人獣共通感染症としての鳥インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザへの変異に対する早期発見・対応するために、実施されるものとする。

H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスの存在の監視は、産卵率の低下、餌及び水の摂取量の低下などの生産指標の変化を通じて、感染を疑うといった臨床検査と血清学的及びウイルス学的アクティブ サーベイランスを組み合わせることで達成される。

理由及びコメント:

我が国は、H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスが高病原性のウイルスに変異する可能性を考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疾病管理上における低病原性鳥インフルエンザのモニタリングの重要性を強調した修正となっていることを認識している。しかし、本修正案では、低病原性鳥インフルエンザは通報の対象ではなく、緊急通報も求められていない。

我が国は、通報により低病原性鳥インフルエンザの発生の情報を共有することは、リアルタイムで世界の鳥インフルエンザの状況を評価するとともに、全ての加盟国において、将来の高病原性鳥インフルエンザの発生に効果的に備える上で有意義であると考える。加えて、「ワンヘルス」の観点からも、低病原性鳥インフルエンザの発生は監視されるべきと考えている。同時に、我が国は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのリスクの違いを認識しており、リスクの違いに伴って国内防疫及び(または)国際貿易に関する措置が取られるものと考える。従って、我が国は、家きんにおける低病原性鳥インフルエンザの通報要件が維持されるよう上記の修文を提案する。

家きんの定義について、我が国は、自家消費用として一世帯で飼養される鳥を家きんの定義から除くのであれば、これらの鳥が他の家きん群と明確に区別されるべきと考える。この区別には、自家消費用家きんを飼育する世帯の者が商用家きん農場で働いていることがない等、いかなる疫学的な関連もないことを証明することが含まれる。

さらに、我が国は、地域における高病原性鳥インフルエンザ制御と同様に人獣共通感染症の 観点から、一世帯で飼養される鳥であっても、裏庭養鶏は高病原性鳥インフルエンザ及び H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザのモニタリングに含まれるべきであると考える。一方 で、我が国は、裏庭養鶏群が一世帯のみで維持され、その畜産物も同一世帯で消費されてお り、加えて、それらの裏庭養鶏群が効果的に他の家きん群と分離されている場合は、それらの 自家消費用家きん群が商用家きん群における高病原性鳥インフルエンザの感染源とならない であろうことを理解している。したがって、そのような鳥における高病原性鳥インフルエンザ及 び H5 及び H7 亜型低病原性鳥インフルエンザの発生がその国の清浄ステータスに影響を与 えないことは理解する。

したがって、我が国は上記のように、自家消費用として一世帯で飼養される鳥における通報を維持すると共にモニタリング対象とするための改正を提案する。

我が国は、本章の改正の採決に先立ち、更なる議論が必要であると考える。

2) 第 10.4.6.条、第 10.4.9 条及び第 10.4.12 条に対する改正案とコメント(挿入/削除)

第 10.4.6 条

家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告

[...]

3) 家きんでは鳥インフルエンザとみなされるウイルス感染の清浄性を立証するため、第 10.4.29 条の規定に従い選定された、当該鳥の統計上正当な試料が、発送前少なくとも 14 日間に、<u>A型インフルエンザウイルスに対する H5 又は H7 亜型 A 型インフルエンザに感染していないことを証明するための</u>診断検査を受け、<u>H5 又は H7 亜型について陰性の結果</u>を得ていること。

[...]

第10.4.9条

家きん以外の生きた初生ヒナの輸入に関する勧告

[...]

3) 家きんでは鳥インフルエンザとみなされるウイルス感染の清浄性を立証するため、当該卵の収集時に、当該親*フロック*が <u>A 型鳥インフルエンザの H5 又は H7 亜型 A 型インフルエンザの H5 又は H7 亜型 A 型インフルエンザに感染していないことを証明するための 診断検査を受け 、H5 又は H7 亜型について 陰性の結果を得</u>ていること。

Γ...]

第 10.4.12 条

家きん以外の鳥の孵化用卵の輸入に関する勧告

*獣医当局*は、原産国の 鳥インフルエンザのステータスにかかわらず、以下の各号を満たす旨証明する*国際動物衛生証明書*の提示を義務付けるものとする。

1) 家きんでは鳥インフルエンザとみなされるウイルス。感染の清浄性を立証するため、当該卵の収集 <u>14</u>7日前及び収集時に、<u>当該親フロックの鳥の統計上正当</u>な試料が <u>A 型インフルエンザの H5 又は H7 亜型 A 型インフルエンザに感染していないことを証明するための</u>診断検査を受け、<u>H5 及び H7 亜型について陰性の結果を得</u>ていること。

Γ...]

理由及びコメント:

検査は H5 及び H7 亜型 A 型インフルエンザに感染していないことを証明するために実施されるものであり、その点を明確にするため、我が国は上記の改正案を提案する。例えば、血清型特異的な抗体を検出するための適切な抗原を把握することは困難な場合や、初生ヒナでは親フロックにおける過去の感染が検査結果に影響する場合があるため、血清学的検査単独では

H5 及びH7 亜型 A 型インフルエンザに感染していないことを証明することは困難な場合がある。 従って、適切な検査方法の組み合わせを事例に合わせて選択されるものとする。

6. 第15.1章 アフリカ豚コレラ

1) 第 15.1.2 条及び第 15.1.3 条に対するコメント(青色での強調:コメント参照)

第 15.1.2 条

国、地域又はコンパートメントの ASF ステータスの決定のための一般基準

[...]

7) *野生*及び*野生化*豚及びアフリカ*野生*豚類個体群内の推定まん延*リスク*に基づき、第 15.1.31 条によるサーベイランスに基づき、<mark>家畜及び*飼育野生*豚個体群は、効果的に実施管理された適切なバイオセキュリティーによって、*野生*及び*野生化*豚、アフリカ*野生*豚類個体群並びにヒメダニ属のダニから分離され、関連があればヒメダニ属のダニから守られていること。</mark>

[...]

第 15.1.3 条

ASF 清浄国又は地域

[...]

3. 家畜及び飼育野生豚の清浄性

<u>野生化</u>又は<u>野生動物におけるアフリカ豚コレラウイルスの感染の症例</u>を含め、本条第1項 又は第2項の要件を満たさない国又は<u>地域</u>は、第15.1.2条<u>、特に7</u>)、の全基準及び以下 が満たされる場合には、家畜及び*飼育野生*豚類において ASF 清浄であるとみなすことが できる。

- a) 過去3年間、第15.1.27条から第15.1.32条に従うサーベイランスが実施されている。
- b) 過去3年間、家畜 及び又は*飼育野生*豚類において ASFV 感染の 発生症例がない。 サーベイランスにより、オルニソドロス類のダニの存在又は関与を示す証拠がなけれ ば、当該期間を12か月に短縮できる。
- c) 豚及び 豚由来*物品*は第 15.1.7 から第 15.1.20 に基づいて輸入されている。

[...]

コメント:

以前にもコメントしたように、我が国は、野生いのししにおけるアフリカ豚コレラウイルス感染がある場合であっても、それらが家畜及び飼育野生豚とバイオセキュリティ上適切に分離されている場合には、家畜及び飼育野生豚における清浄性が達成されるものと理解している。清浄宣言または国際貿易に当たって本条を適用する場合は、適切なバイオセキュリティがどのように達成されうるのかをより深く理解することが必須であると考える。例えば、ASF の発生している欧州では、野生イノシシにおいて発生があっても家畜への侵入が防止されている国と、そうでない国があると承知。

従って、OIE においても、これまでの知見より、特に野生イノシシ群と家畜豚群との分離に関して、どのようにすれば適切なバイオセキュリティが達成されうるのか、技術的ガイダンスを提供いただきたい。

7. 第15.2章 豚コレラ

1) 第 15.2.22 条及び第 15.2.23 条に対するコメント(青色での強調:コメント参照)

第 15.2.22 条

残飯中の CSFV の不活化方法

残飯中の CSFV 不活化のため、以下の各号の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

- 当該残飯は、継続的に攪拌しながら、少なくとも 90℃の温度で、少なくとも 60 分間維持される 4のとする。
- 2) 当該残飯は、絶対圧力 3 気圧下、少なくとも 121℃の温度で、少なくとも 10 分間維持される ものとする。
- 3) 当該残飯は CSFV を不活化させることが証明されている適切な処理を受ける。

第 15.2.23 条

肉中の CSFV の不活化方法

肉中の CSFV 不活化のため、以下の各号の方法のいずれかひとつが使用されるものとする。

1. 加熱処理

肉は、以下の <mark>各号の</mark>処理 のいずれかひとつを受けるものとする。

- a) Fo 値 3.00 以上の密閉容器による加熱処理
- Ы 当該肉全体が少なくとも30分間最低70℃の温度に達する加熱処理

[...]

コメント:

今回の豚コレラに係る改正案と直接関係するものでないが、我が国は、同じ製品にかかる貿易条件が章ごとに差異があることについて言及したい。例えば、このような差異は、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び口蹄疫における皮革及びトロフィーの輸入に係る勧告で確認される。我が国は、科学的に担保される場合において、貿易を促進する観点から、このような章間の差異は統一されるべきと考える。日本は OIE に対し、関連章を精査した上で差異を解消するよう要求する。

このような差異は章の中でも認められる。例えば、第 15.2.22 条では、残飯中における豚コレラウイルスの不活化方法が示されており、継続的に攪拌しながら、少なくとも 90°Cの温度で、少なくとも 60 分間維持される、とされている。一方で、第 15.2.23 条において、肉中における豚コレラウイルスの不活化方法では、当該肉全体が少なくとも 30 分間最低 70°Cの温度に達する加

熱処理が求められている。我が国は、肉単独の場合と比較して、残飯の加熱要件がより厳格となっていることについての科学的根拠を求める。